

第1回平成23年度管理濃度等検討会の検討結果について

1 インジウム及びその化合物について

日本産業衛生学会の許容濃度は勧告されていないこと、ACGIHのTLV-TWAは1969年の値であること、特定化学物質障害予防規則において作業環境測定結果に応じた呼吸用保護具を使用することとなる予定であることから、管理濃度は当面定めないこととする。

局所排気装置の性能要件について、制御風速（1.0m/s）とする。

測定方法は、ろ過捕集方法とする。

分析方法は、誘導結合高周波プラズマ質量分析装置（ICP-MS）を用いる方法とする。

2 エチルベンゼンについて

管理濃度を20ppmとする。局所排気装置の性能要件については、エチルベンゼンは有機溶剤中毒予防規則の対象物質となるため、制御風速とする。

測定方法は、固体捕集方法とする。

分析方法は、ガスクロマトグラフ分析方法とする。

3 コバルト及びその化合物について

管理濃度及び局所排気装置の性能要件（抑制濃度）を、0.02mg/m³とする。

測定方法は、ろ過捕集方法とする。

分析方法は、原子吸光分析方法とする。